



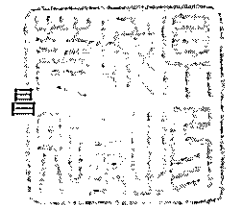
水土諮問第 1 号

茨城県国土利用計画審議会

国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 9 条第 1 項の規定により定めた茨城県土地利用基本計画の一部を下記理由により変更したいので、同条第 14 項において準用する同条第 10 項の規定により意見を求める。

平成 28 年 9 月 29 日

茨城県知事 橋本 昌



記

土地利用基本計画については、国土利用計画法第 9 条第 9 項で、国が定める国土利用計画を基本とすることが規定されていることから、平成 27 年 8 月 14 日に閣議決定された第五次全国国土利用計画（全国計画）との整合を図るため、計画書の見直しを求めるものである。

また、今回の見直しに際しては、県国土利用計画に定めていた内容との重複や相違点を解消するため、同計画を土地利用基本計画に統合し、県土利用の総合的方針を示す計画として一本化することとする。